

第6章 調査結果のまとめ

6-1. 「鎮守の森」「水塚」をどう活かすか（アンケート）

（1）アンケートの内容

「鎮守の森」「水塚」調査のとりまとめにあたって、調査担当者に次のようなアンケートを行った。

「鎮守の森」「水塚」をどう活かすか・意見アンケート

平成21年度事業について、担当幹事の意見等アンケート

平成20・21年度事業（洪水氾濫の際、鎮守の森などに避難した事例および水塚の調査・研究）の成果を踏まえて、今後の水害緊急対策に対する提言をとりまとめるため、作業に参加された幹事の皆様にご意見・提案等を伺います。

1. 洪水氾濫時に神社は避難場所になるのか。
なる場合、改善する点はなにか。ならない場合はその理由はなにか。
2. 洪水氾濫時に寺院は避難場所になるのか。
なる場合、改善する点はなにか。ならない場合はその理由はなにか。
3. 社寺が避難場所として利用できない場合、同様な準公共施設はあるか。
4. 水塚は（総て個人所有とおもわれる）避難場所として、どのような位置づけが考えられるのか。
5. 洪水氾濫時、面積が広大で長時間にわたる埼玉平野内の避難体制はどうあるべきか。
6. おなじく 避難時の環境対策（下水、ゴミなど）はどうあるべきか。
7. その他、全般にわたる自由な意見等のべてください。

(2) アンケート結果

アンケートの集計結果の概要は表6-1に示すとおりである。質問事項別の集計結果は、〈資料〉(P132~P140)に示すとおりである。

①洪水氾濫時に神社は避難場所になるかについては意見が分かれた。周辺との地盤の比高が高いこと、一時的・補助的な位置づけにするなどで避難場所になるという意見、避難場所としての整備を行い、避難場所に指定するなど条件を整えれば、場合によってはなるという意見、敷地が狭い、神聖な場所、近くにない、高層建物に避難する方がよいことなどから避難場所にならないという意見に分かれた。

②洪水氾濫時に寺院は避難場所になるかについては、神社とは反対に「避難場所になる」という意見が多い。神社と違って、寺院には広い本堂があり、避難施設的対応が可能であることが大きい理由であり、過去の洪水氾濫時に避難場所となった記録では神社より寺院の方が圧倒的に多かったことも理由にあげられる。改善点として、ゴミ処理施設やトイレ設備等の整備、避難場所としての指定などがあげられている。

③洪水氾濫時に避難場所になりうる社寺以外の準公共施設としては、公民館、学校、駅、ホテル、劇場、集会所、倉庫、高架道路、中高層マンション、ショッピングセンター、堤防・旧堤防などがあげられている。

④水塚の位置づけは、個人・家族単位の私的な避難場所という意見がほとんどである。近隣自治会等での事前の利用の申し合わせが望ましいという意見もあった。

⑤埼玉低地の避難体制については、行政の体制づくり、避難訓練・体験、防災教育、段階的対応、避難場所の事前通知、他県との取り決め、自衛・自助努力、早期の情報伝達、高層建物・ピロティ形式の建築誘導、土地利用対策、避難船の準備など、幅広い意見があった。

⑥避難時の環境対策(ゴミ・下水)については、一時的には自己処理、トイレ・ゴミの収集船、給水車、ボランティアが頼りなる、出水時のゴミ流出防止策が必要などの意見があった。

⑦自由意見では、避難場所としての堤防利用、土地利用対策、学校の2階以上を整備、浄水場・下水処理場を避難場所に整備、避難船の整備、救命胴衣を常備、共助が大切、氾濫想定水位の表示、身近な避難場所の整備などの具体的な意見のほか、今後の大規模洪水氾濫ではかつてより深刻な被害が想定され、日常の利用を考えた避難場所を整備し、自衛意識が大切であり、地域の防災意識の醸成を図るべきであるなどの幅広い意見があった。

表6-1 鎮守の森・水塚調査アンケート集計概要（回答数17）

1. 神社は避難場所になるか？		
なる	4	比高が高ければ。一時的、補助的に。盛土すれば可能。
場合によってはなる	7	避難場所としての整備が必要。避難場所に指定すれば。
ならない	6	狭い。神聖な場所だから。近くに無い。高層建物に避難。
2. 寺院は避難場所になるか？		
なる	5	ゴミ処理、トイレ整備等が必要。
場合によってはなる	9	行政の指定が必要。
ならない	2	(理由は神社と同じ)
3. 社寺以外の準公共施設はあるか？		
ある	9	公民館、学校、駅、ホテル、劇場、集会所、倉庫、高架道路、中高層マンション、ショッピングセンター、堤防・旧堤防など
ない	2	
4. 水塚の位置づけは？		
個人の避難場所	9	(所有者以外の利用は) 利用の申し合わせを事前に。
半公的利用ありうる	3	(非常時なので) 人道的に。義務付けは出来ない。
拠点避難場所の必要	1	税制優遇などが必要。
5. 埼玉低地の避難体制は如何にあるべきか？		
<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備 ・行政の対応 ・避難訓練 ・段階的体制整備 ・ライフライン整備 ・出前講座を ・避難場所を事前通知 ・他県に避難 ・自衛を考えるべき ・常時は子供の遊び場とする公的避難場所を ・人命第一に ・自助努力を ・地域内の高層建物へ ・情報伝達を早く ・集落単位で隣県に ・避難体験をさせる ・防災教育を ・ピロティなどへ建築誘導を ・船・ボートの準備 など 		
6. 避難時の環境対策（ゴミ、下水）をどうする？		
<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理場を ・トイレ、ゴミの収集船 ・水は給水車で ・ボランティアにたよる ・里山に穴を掘って埋める 復旧時のゴミ対策が問題 ・一時的には自己処理 ・出水時のゴミ流出防止策 		
7. 自由意見		
<ul style="list-style-type: none"> ・堤防利用 ・二線堤、輪中堤保全 ・土地利用変更を ・学校の2階以上を整備 ・浄水場、下水処理場を避難場所に整備 ・船の整備 救命胴衣を常備 ・共助が大切 ・氾濫想定水位の表示 身近な避難場所の整備 ・社寺は人々に認知されていないので利用は無理 ・日常の利用を考えた避難場所を ・もし現在氾濫したら当時より深刻になる ・自衛意識が大切 ・地域の防災意識の醸成を ・この会の活動が役員偏重だ 		

6-2. 「鎮守の森」「水塚」の保全・活用の可能性とその方策についての考察

(1) 「鎮守の森」の保全・活用の可能性とその方策

奥貫友山は大水記のなかで、水害対策について課題を提起している。大水害対策のために長期的視点から非常時に避難する拠点を確保すべきということである。

「この地でも古くには水害があつたのであろうか、家々には水塚があつた。私たちが子供の頃まではあつたが、久しく旱損つづきで水損が起きるようなことがなかつたので、いつとはなく各家の水塚は壊され、このとき村中に一つも残っていなかつた。・・・そこに寛保の大水を受け、大変な被害に見舞われた。何事においても、古来よりなされてきたものは廃すべきではない。・・・古人の遺した跡は無用のもののように思われるけれども、百年の利を考えていたのは古人のほうである。」と指摘している。

近代から現代にかけて治水整備は著しく進んだが、反面洪水の圧力も氾濫域のダメージポテンシャルも著しく増大している事実も認識すべきである。鎮守の森をもつ神社・寺院はかつての大水時に避難場所となった記録が多数あることが今回の調査で明らかとなった。現代においても避難場所にはなりえると考えられる。

しかし、今の若い世代に神社や寺院の認識が薄いのでそのような位置づけにあるということが理解されていないと思う。広報によって、歴史的に鎮守の森を持つ神社や寺院というものが、災害に対して比較的安全な位置にあるということを広く知ってもらう必要がある。

洪水時の避難場として、鎮守の森・社寺の役割としては、一時的な避難場としての機能が考えられるが、地域の避難体制の中には組み込まれていない。地域の防災体制について、実際の災害時において地域の避難場所が十分であるか、避難ルートが災害時に機能するかなど、きめ細かい検証を実施する中で、鎮守の森・社寺を補助的な避難システムとして位置づけられるのではないかと考えられる。

今後埼玉平野に大規模な洪水氾濫が発生すれば、かなり多くの死者が出ると想定されるが、対策は地方自治体に委ねられている。自治体はハザードマップを作成し住民の自衛に期待しているが、住民の多くは、大洪水氾濫はこないものと思っているのが現状と思われる。

公的な避難場所の創設が必要な所以である。平常時は子供の遊び場として、非常時は避難場所として機能する『平成の里山（新鎮守の森）』を、一定間隔で設けるといったことを検討してみてもはどうだろうか。

(2) 「水塚」の位置づけと今後の活用

1947年（昭和22）のカスリーン台風による大洪水以降、60数年間、大規模な破堤氾濫は見られなくなった。社会体制の変化もあって穀倉としての役割がなくなったことや、住宅の中・高層化が進んだこともあいまって、水塚の必要性が薄れてきている。

河川整備等の進展による洪水被害の頻度の低下や、過去の洪水被害からの時間経過とともに、住民意識の中に洪水災害に対する備えや心構えが希薄になる傾向があり、荒川・利根川の低地等に数多くあった水塚もなくなりつつある。住民個々の自助努力によるこうした災害対策の必要性はなくなったわけではなく、今後もその維持・保全について啓発していくべきと考えられる。

上流域でのダム completion や河川改修の進展で洪水の機会は減少したが、全く除去されたのではない。地理的条件は変わらず、低地への人口進出は進んで、洪水被害の危険性は潜在化したに過ぎないのである。

今残されている水塚は文化財・歴史的遺産として扱われており、主に教育委員会などによる調査がなされている程度で、積極的な行政による保全策は見られない。過去の水害時の事例から見ると、所有者のみならず周辺の多くの人を救ってきており、なかば公的な役割を果たしてきた事実がある。現在は、水塚の役割は低いと考えられるが個人単位での避難の原点として周知は必要なものと思う。

これから公共事業が手控えられ、ダム事業の中止などに見られるような洪水制御施設の整備が遅れるようなことになるとすれば、顕在化しつつある地球温暖化による気象現象の激化とあいまって、これまで潜在化してきた大洪水の危険性は増大することになり、その外力はこれまでより強大なものとなることが予想される。

水塚は個人の所有物で、個人・家族単位の私的な避難施設として位置づけられ、その維持は原則的に自助努力の範疇に属するものと考えられる。しかし、過去の水害時の事例から、自治会等の近隣住民を含めた非常時の避難場所としても機能するケースもあるものと思われる。こうした位置づけのできる水塚は公的施設に準ずるものとして保全を考え、維持管理に対する助成や税制優遇などの保全策も検討に値するのではないだろうか。

＜資料＞アンケート・質問事項別の集計結果

<p>1. 洪水氾濫時に神社は避難場所になるのか。</p> <p>なる場合、改善する点はなにか。ならない場合はその理由はなにか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・神社は、近隣からの緊急的・一時的な避難場所になると考えられるが、神社の境内地への避難で、人的・施設的な問題がある（神主が別の場所に居住している場合が多い）。せいぜい一日か2日の間で、学校その他の行政の指定避難場所へのつなぎ的な役割になると思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ならない。敷地が狭少。
<ul style="list-style-type: none"> ・なるかどうかは、各神社の形態によって異なると思われます。 なぜならば、私が調査したお寺には、電気・水道等の設備が見受けられず、また、建物等の施設管理も一部不安に感じる点もあり、避難場所として、疑問に感じましたので。
<ul style="list-style-type: none"> ・ならない 理由 近隣に神社がない。マンションなどの高い建物に避難可能。
<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所にはなりえる。しかし、今の若い世帯に神社の認識が薄いのでそのような位置づけにあるということが理解されていないと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・比高の高いところに位置する一部分を除いてならない。江戸～昭和初期に避難場所として機能した理由は、氾濫の規模が現在より小規模だったためと、社会的・行政的に認知されていたためと考えられる。 ・改善点は、現在では氾濫水位はさらに高くなり、又低地に密集して住宅が立地しているため社寺等の比高を高くすることと、自治体が避難地に指定するなど行政的な位置づけが必要である。 ・ならない理由は、改善点を実施しない場合。
<ul style="list-style-type: none"> ・神社への避難は困難である、神社は神聖な場所であり地域の心のよりどころとなっている歴史的経緯があり、人間が生活することによる排泄、ごみ等の発生を考えれば神域をけがすと云うことにもなる。 ・又、現地調査の結果からも神社の面積、周辺よりの高さなどを考慮すると避難所、水防の拠点には考えにくい。
<ul style="list-style-type: none"> ・神社は、存在する地域では比較的高位部に位置しているので避難場所になると思う。しかし、以前に比べると遊具施設の設置等で空き地が少なくなっていることから、避難民の仮住まい用(テント等)、あるいは駐車用のスペースをいかに確保するかが課題になってくると思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・神社はよほど大きなものでない限り避難箇所として位置づけることは危険。建物内での対応になるので、大勢が押し寄せた際は収容不可と思われる。近所の方の一時的緊急避難としての利用はあり得ると思われる。

<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどならない。水害の発生する箇所は付近が低地。水の引きが遅い。水の確保や食料寝具船の調達、トイレ、場所が狭い等全般的には適さない。 ・なる場合 広い敷地があって、アクセスがよく付近にトイレ、飲み水があるような所。たとえば春日部市にある八幡神社のように市が避難地として指定しているようなところ。 ・広い社殿があって、神主の了解が得られる場合は社殿の中に収容できる分可能。
<ul style="list-style-type: none"> ・過去の水害時に避難場所となった神社や寺院は市町村の地域防災計画に載せるよう働きかける。
<ul style="list-style-type: none"> ・せいぜい近所の集落の件数が一時的に(1~2日)非難する程度。余り小さく分散しては、非難後の行政の援助を受けにくい。
<ul style="list-style-type: none"> ・なると思う。人口が多い所では、避難者を一か所では捌けないので補助施設として位置づけるのが適当と思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物が無かった当時寺社は避難場所になったが現在はその必要性は失われている。改善する点は特に無い。
<ul style="list-style-type: none"> ・私が調査を行った1市2町の、昭和22年のカスリーン台風による洪水を対象に記述する。 ①北川辺町は、洪水常習地帯であり、各家庭での水塚は神社より高く築造されている。昭和22年のカスリーン台風は、神社の高さより洪水が高く、避難場所とはならなかった。②大和町では3箇所の神社を調査したが、3箇所共避難場所として利用されていた。③羽生市の洪水は、被害が床下浸水程度であり、人は神社に避難していなかった。牛馬が避難した神社はあった。
<ul style="list-style-type: none"> ・神社は避難場所になる。改善する点は、次のとおり。*野外避難場所として利用可能な神社は、神木を除いて植栽などは、長期間に一度の避難場所になる事を配慮した整備をお願いする。*トイレ施設の充実:長期間に一度発生する洪水氾濫の緊急時のみ使用するので、トイレのスペースの確保を依頼する。その旨を表示して常時から認識するようしておく。
<p>2. 洪水氾濫時に寺院は避難場所になるのか。</p> <p>なる場合、改善する点はなにか。ならない場合はその理由はなにか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・寺院も、神社と同様、近隣からの緊急的・一時的な避難場所になると考えられるが、神社よりは人的・施設的にはましと思われる。しかし、せいぜい数日の間で、学校その他の行政の指定避難場所へのつなぎ的な役割になるとと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・なる場合 避難場所に指定しているか。 ・ならない場合 掛持ちの住職がいるため不在である
<ul style="list-style-type: none"> ・なるかどうかは、各寺院の形態によって異なると思われます。 なぜならば、私が調査したお寺には、電気・水道等の設備が見受けられず、また、建物等の施設管理も一部不安を感じる点もあり、避難場所として、疑問に感じましたので。

<ul style="list-style-type: none"> ・ならない。理由 近隣に寺院がない。マンションなどの高い建物に避難可能。
<ul style="list-style-type: none"> ・広報によって歴史的に寺院というものが災害に対して比較的安全な位置にあるということを知ってもらう必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・比高の高いところに位置する一部分を除いてならない。江戸～昭和初期に避難場所として機能した理由は、氾濫の規模が現在より小規模だったためと、社会的・行政的に認知されていたためと考えられる。 ・改善点は、現在では氾濫水位はさらに高くなり、又低地に密集して住宅が立地しているため社寺等の比高を高くすることと、自治体が避難地に指定するなど行政的な位置づけが必要である。 ・ならない理由は、改善点を実施しない場合。
<ul style="list-style-type: none"> ・お寺の避難場所は記録等にもあり、又、先祖の居場所でもあり本堂の広さ、地面からの高さなどから避難所として利用されていた記録がある。 ・多くの人が一時的にしろ生活を営むわけであるから生活に必要な衣食住を考えスペース、排泄処理、生活ごみ処理等考えればおのずと避難所に選定されるのではないかと思う
<ul style="list-style-type: none"> ・神社と同じであるが、寺には広い本堂があるので、ここに一時的にも避難することができればかなり利用価値の高い避難場所になると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・寺院は比較的建物内部が広いので、緊急的・一時的としても、また滞在型の避難地としても利用し得ると思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ならない 昔は広い敷地があったかもしれないが、今は墓石が多すぎて、人が滞在するようにもとめていない。 ・なる場合 広い講堂があり、住職の了解がある場合。{檀家の了解は?}
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全度を高めるため、自治会活動を利用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・神社と異なり広い本堂を持ち、常駐の住職がいて管理も行き届いているので一次的な避難場所としては神社よりも適している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ある場所（公共施設）とない場所があったので、市町と協力して避難場所を探すことが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物が無かった当時寺社は避難場所になったが現在はその必要性は失われている。改善する点は特に無い。
<ul style="list-style-type: none"> ・北川辺町では、避難場所とはならない。改善するとすれば神社を嵩上げすることしかないが、避難場所として改善するには費用も掛かり氏子の費用負担は困難。大和町町の神社は利用出来ると思う
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な寺院（大聖寺）を除くと、中小の寺院はスペースがなく、避難所として不適である。

3. 社寺が避難場所として利用できない場合、同様な準公共施設はあるか。
<ul style="list-style-type: none"> ・社寺と同様な準公共施設は思いつかないが、行政の指定避難場所以外にも幼稚園、保育所、各種学校、公民館や集会所などが考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設（倉庫など）の活用。
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館・自治会会館等を利用すべきと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・存在する。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害ということで洪水を意識すると、事前に把握が可能であるので大規模ショッピングセンター等是对応が可能であろう。但しカトリーナのような大規模な場合は、市町村あげた避難となるので予め市町村間での協力体制がいる。
<ul style="list-style-type: none"> ・中高層の団地、工場敷地などが考えられる。（一時的には使用可能か）
<ul style="list-style-type: none"> ・昔も今も変わらず、高い所に避難することを考えれば堤防、高速道路インター、高架道路、コンクリートの公共建築物が考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・準公共施設とはいえないが、高盛土された住宅地あるいはマンションなどは一時的な避難場所としての使用は可能と思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町作成のハザードマップ等に示されている。緊急的には中高層マンション等が多く存在し、利用は可能と思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、・駅　・ホテル旅館　・広い敷地を持つ屋敷　・劇場、会議所、集会所。
<ul style="list-style-type: none"> ・水防団や消防団とも地域が情報を共有できるように図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・最近ではほとんど鉄筋コンクリートで複数階の建物の公民館・学校があり被災後の援助の面から考えてもこれらが最適。
<ul style="list-style-type: none"> ・特に無い。公共建築物を利用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・北川辺町の遍照寺が避難場所としてあげられていたが、調査したところ、この裏にあった利根川の旧川（現在の谷田川）の堤防が避難場所になった。現在も300㎡程度残っているが、このような旧川の堤防を調査し、その高さを確認し避難場所として利用することが考えられる。 ・大和町でも旧利根川の堤防に避難している。 ・小中学校や公民館、高校の建物の二階以上の階が避難場所として考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ない。＊社寺のほか氾濫区域にある公共施設に準ずるものはない。したがって、今後は公共施設を避難場所として、時間をかけて整備する必要がある。
4. 水塚は（総て個人所有とおもわれる）避難場所として、どのような位置づけが考えられるか。
<ul style="list-style-type: none"> ・もともと所有者家族単位の避難場所であり、今後も家族単位の私的な避難場所としての位置づけが考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・家の建替えなどで蔵など新築している家が見受けられるが、避難場所として意識しているか疑問である

<ul style="list-style-type: none"> ・個人の所有財産であり、今後、恒常的に避難場所として位置づけるのは、無理であると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・個人で使用する物で、倉庫、物置としての利用。
<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、役割は低いと考えられるが個人単位での避難の原点として周知は必要なものと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・比高が高く、機能が維持されている場合は、実態的に所有者家族以外の避難者の避難場所にもなりうる。位置づけとしては、人道的立場からということになる。
<ul style="list-style-type: none"> ・水害常襲地帯の自ら水害の被害を軽減するための自衛の設備であり、当面の生活の場であり、寝具、食糧、種の保存場所でもあり水害後の生活再建の基となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の土地であっても、そこが避難場所として適しているのであれば事前に所有者了解のもとに当該地域で位置づければよいのではないかと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・公的に位置づけるのは困難。
<ul style="list-style-type: none"> ・船があつて、近所づきあいがよく、普段から洪水時了解が得られているような場合は可能。すなわち少人数の救済。
<ul style="list-style-type: none"> ・あくまでも個人の生命財産を守る施設として作られ維持されてきたので、公共的な利用は困難が伴うのであらかじめ集落単位で利用の申し合わせを作っておく。
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・市町村等が支援を求めるなど要請を事前に行うことが重要。
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の際は今でも有効と思われるが、その数は相当少なくなっており、殆ど歴史上の遺産と位置づけられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・あくまで個人の避難所である。カスリーン台風当時は氾濫区域の住民は少なかった。現在は水塚をもたない住民が多数いる。例えば、カスリーン台風当時の吉川市では、水塚に飲料水がなく毎日舟で配達されたという。 ・現在では被災民が多数となる事が予想され、水の連日配達は不可能であり、被災者は拠点となる避難所に收容されるのが効率的である。また、長期に及ぶ洪水氾濫の際、水塚に他の被災者が避難して来て生活するのは、人間関係を難しくする。
<p>5. 洪水氾濫時、面積が広大で長時間にわたる埼玉平野内の避難体制はどうあるべきか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・普段から、埼玉平野内の洪水時の脆弱性について情報発信を行い、洪水被害に備えた自助努力を喚起する。 ・これにより住民意識の啓発→被害を受けやすい土地から安全な土地への移転などの土地利用対策や低地でのピロティ形式の建物などの建築誘導などの被害を受けにくい基盤づくりを促す。 ・その上で、洪水時の情報伝達、避難について、普段から住民意識を喚起しておく必要がある。指定避難場所（公園・学校等）の位置、避難ルートの確認とともに、緊急的な一時的避難場所となりうる社寺の位置も検討しておく必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> ・場所によっては一時避難も必要だが、情報や救援活動を行い騒がず、水が退くのを待つ以外ないと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・荒川・利根川等の大河川氾濫での避難体制と小河川での避難体制での区分分けをせざるを得ないのではないか。いずれの体制においても、まず人命の安全を第一に検討すべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・他県との災害協定に基づき、他県に避難する。
<ul style="list-style-type: none"> ・県内もしくは、隣接県に協力体制を確立させておき集落単位での避難がしかるべきであると思う。そのためには事前に町内の班単位（数家族）での2泊程度の宿泊体験を行っておくと不安がなくなり、現地の活性化策に繋がる。
<ul style="list-style-type: none"> ・総理府の委員会はかなり多くの死者が出ると想定しているが、対策は地方自治体に委ねられている。自治体はハザードマップを作成し住民の自衛に期待しているが、住民は大洪水氾濫はこないものと思っているのが現状と思われる。 ・公的な避難場所の創設が必要な所以である。平常時は子供の遊び場として、非常時は避難場所として機能する『平成の里山（新鎮守の森）』が、一定間隔で設けられる必要があると考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・まずは時間的に短い期間では自衛を考えることが重要であり、その後、長期的な生活の拠点に移動をして生活の再建を図る。その際に等に考えるべきは地域の連携、コミュニケーションが重要であると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の洪水氾濫地域はどの地域も低平地で山等は少なく、高い所といえば建物の屋根である。しかし土地によっては屋根に上がっても安全ではなく、県北の烏川沿いでは往年洪水時に水位上昇を見ながら屋根から屋根へと舟で移動しながら避難された者が多かったといわれている。従って、避難体制としては1ヶ所に避難されれば安全ということではなく、次の避難場所はということも明確にしておく必要があると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・船、ボート等、の準備。ゴムボートが有効と思う。所有は市町村の一元管理。
<ul style="list-style-type: none"> ・関係者が住民に対して避難場所、避難時間など事前に周知徹底を図る。 ・事前に近くの洪水の起きない市町村と協定を結んで避難させてもらえるようにしておく。 ・住民に避難体制の限界を公表して、各自がその後は自己責任で対処するように周知する。（普段から各自の避難対策を家族で話し合っそのときに備える。）
<ul style="list-style-type: none"> ・避難規模により3通りの避難体制を考える必要がある。①100万人規模の利根川・荒川の決壊を想定した避難体制 ②数十万規模の利根川・荒川が決壊した時の流出・床上世帯に対応する避難体制 ③局所的で小規模な区域のみの避難体制。 ・①②の場合はハザードマップにより浸水水位でも安全な公民館や学校を想定。水道や下水道を集中的に修復。③の場合は緊急避難箇所として近傍の鎮守の森に1、2日避難の後、公民館や学校に避難。
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水情報を早期に収集し避難を早く行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・カスリーン台風時よりも低湿地帯の住宅が増えているので、被害は大きくなると思われる。地域内の高層建築物への非難が最適ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和22年のカスリーン台風では大利根町や北川辺町の避難期間は約30日におよび水が一番必要だった。炊き出しも小型の舟を利用して運ばれて来たが僅かであったとのこと。 ・自動車は当然利用出来ない事であり、水や食糧の供給を行うためには、小型の舟を利用することになる。
<ul style="list-style-type: none"> ・避難体制を充実させる。 ア人命の救急対策を優先して検討する（まず、一階が天井まで浸かる大水の場合を想定して避難体制を考えるべきである）。*氾濫区域内のお年寄りの施設など、避難体制を優先して検討する。*氾濫区域外および県外の人々にも分かる広報・通報体制を検討する。 *氾濫区域内の通行車両に対する避難誘導などの対策を検討する。 イ洪水氾濫による首都圏のインフラ・ライフライン等の機能麻痺を、最小限に留める対策を検討する。 ウ舟の保有を検討する。 ・行政機関がリーダーシップをもつ。*長期間に一度の洪水氾濫を想定し、氾濫区域に対して地道な指導・広報活動を常時行なう。*「カスリーン台風時における洪水氾濫避難の伝承」を各学校に出前講座する。 ・毎年1回避難訓練を実施する。水防訓練と並行した訓練が必要である。
<p>6. おなじく 避難時の環境対策（下水、ゴミなど）はどうあるべきか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・下水施設が洪水時に被害を受けた場合については一刻も早い復旧が望まれるが、本格復旧には時間がかかると思われ、その間の対処として避難時に役立つ簡易型の下水処理装置などの開発を検討しておくべきと考えられる。 ・大きな洪水時には膨大なゴミの発生が予想され、過去の災害事例においてもその処置に相当の時間を要している。避難時の生活ゴミ等の一時的ゴミの処理については、できるだけ発生量を抑えるとともに、臨時的な簡易ゴミ処理の方法を検討しておくべきと考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・避難時より復旧時に出るゴミ対策（ストックヤード）が問題と考える。 ・床上、床下浸水などによりトイレが使用不可となるため、拠点をつくりトイレ設置が必要でないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・震災時と異なり、残念ながら、水害時の具体的な対策は浮かびません。
<ul style="list-style-type: none"> ・他県の指示に従う。
<ul style="list-style-type: none"> ・厳格にルールを作成しないと混乱の元になる。
<ul style="list-style-type: none"> ・非常時なので、『里山』のなかに穴を掘って埋めるとか、簡易施設の設置などで凌ぐことになると思われる。

<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関が機能しない以上は自己処理をするしかないが一定の期間保管をし、その後に公共機関処理の復旧を待って処理をすることになる。
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水によって家内のゴミだけでなく、家財等も流出することが考えられるから避難する際には事前に流出しないよう対応しておくことが大事である。
<ul style="list-style-type: none"> ・大きなビニール袋の配布と分別収納。 ・ごみの捨て場所の徹底。 ・ボランティアの要請を受ける。
<ul style="list-style-type: none"> ・水は給水車対応、下水は想定避難箇所に溜め込み式のトイレを残しておく。ごみは復旧までの2～3日間駐車場や庭で対応。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに事情が異なるので現地で対応すべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・過去の例からして予想外の被害が出ると思われる。対策は事後の処理の対策しかあるまい。
<ul style="list-style-type: none"> ・一ヶ月以上にもわたる洪水氾濫の時、浄水場も含め下水処理場の稼働が可能なのか検討を要する。 ・トイレがない水塚がある。個所数の把握など調査が必要である。 ・生活ゴミは定期的に収集せねばならず、舟が必要である。
<p>7. その他、全般にわたる自由な意見等のべてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の避難場として、鎮守の森・社寺の役割としては、一時的な避難場としての機能が考えられるが、地域の避難体制の中には組み込まれていない。地域の防災体制について、実際の災害時において地域の避難場所が十分であるか、避難ルートが災害時に機能するかなど、きめ細かい検証を実施する中で、鎮守の森・社寺を補助的な避難システムの一部に位置づけられるのではないかと考えられる。 ・一方で、河川整備等の進展による洪水被害の頻度の低下や、過去の洪水被害からの時間経過とともに、住民意識の中に洪水災害に対する備えや心構えが希薄になる傾向があると考えられ、荒川・利根川の低地等に数多くあった水塚もなくなりつつある。住民個々の自助努力によるこうした災害対策の必要性はなくなったわけではなく、今後もその維持・保全について啓発していくべきと考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全は、地域の人たちで守るという「共助」が大切で、地域住民の防災意識の醸成が必要であると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・神社仏閣は災害時の避難場所としては人々の意識にはあまりないと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害は必ず来るという意識を持ってもらうことと、災害に対する準備を河川管理者は欠かすことなく毎日行っているという事を理解してもらうこと、普及することが大切だと思います。

<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの調査にも水害の記憶が薄くなってきているということ、自衛するというのも地域のコミュニケーションと一体であると考えればコミュニケーションの希薄化とともに自衛意識が薄れてきている。
<ul style="list-style-type: none"> ・神社の避難地としての利用は現状では困難と思う、またかさ上げ等での対処は費用対効果の点、避難地の分散が拡大し現実的とはいえない。
<ul style="list-style-type: none"> ・現在のハザードマップで配慮しなかった、小流域での避難時間が取れない時の身近な鎮守の森の役割の配慮が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・調査をして、過去の被害の体験を聞いたが、もし現在洪水があったら、被害は当時よりも一層深刻になると思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の余地を緊急時に避難場所として使用できるようにしておく。このため、洪水氾濫時に舟・大型車がアクセスできるように、先行して取付道路を設ける。 ・浸水する学校の二階以上を、緊急避難場所とする利用方法を検討する。 ・浄水場、下水処理場の緑地などの空間を避難場所として整備する（周囲を高盛土しておく）。 ・重要施設について、流過する大型ゴミ対策が必要。水塚の場合、上流側に立木を植栽し法面を保護している。 ・浸水個所の被災者との連絡は、舟が重要交通手段である。現在の氾濫区域内の舟の所有数は大洪水を想定すると不足である。出水時に使用できる舟を常備すべきである。その舟の常時は屋根・塀・水槽などに使用し、緊急時にははずしてきて舟にする。材質はアルミ製にするなど検討をしてはどうか。 ・氾濫区域内の小・中学校に救命胴衣を常備する。 ・洪水氾濫に埋まる車両対策はあるのか（環境汚染はないのか）。 ・二線堤は可能な限り残す。 ・想定氾濫水位は、最短距離の仮想破堤地点を想定した最大値を表示すること。年寄りの体験談を聞いて、氾濫水位を低く予測して失敗した例がある（破堤箇所の位置で氾濫水位が異なる）。